

愛知県名古屋飛行場条例（平成十六年七月二日愛知県条例第四十四号）

（設置等）

第一条 航空交通の発達に資するため、愛知県名古屋飛行場（以下「飛行場」という。）を西春日井郡豊山町に設置する。

2 県は、飛行場を運用するに当たっては、飛行場がコミュニティー航空、ビジネス航空その他小型航空機による航空交通の拠点となるよう努めるものとする。

（運用時間）

第二条 飛行場の運用時間（飛行場の滑走路、誘導路及びエプロン（以下「滑走路等」という。）を航空機の離着陸（離着陸に相当する行為として知事が定めるものを含む。以下同じ。）のための利用に供する時間をいう。以下同じ。）は、午前七時から午後十時までとする。

2 知事は、定期便の遅延、飛行場の施設の建設工事等のため必要があると認めるときは、前項の飛行場の運用時間を変更することができる。

（運用時間外の利用の許可等）

第三条 飛行場の運用時間外に航空機の離着陸のため飛行場の滑走路等を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、飛行場の滑走路等を利用しようとするときは、飛行場の滑走路等が航空機の離着陸に支障がないことを自ら確認しなければならない。

（利用の届出等）

第四条 航空機の離着陸、停留その他知事が定める行為（以下「離着陸等」という。）のため飛行場の滑走路等を利用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、航空機の離着陸等のため飛行場の滑走路等を利用する者（以下「利用者」という。）に対し、その利用について飛行場の管理上必要な指示をすることができる。

（重量制限）

第五条 利用者は、換算單車輪荷重が四十二トンを超える航空機を使用してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の換算單車輪荷重は、当該航空機の最大離陸重量に、次の各号に掲げる航空機の主脚の型式の区分に応じ、当該各号に定める換算係数を乗じて算出するものとする。

一 單車輪 ○・四五

二 複車輪 ○・三五

三 複複車輪 ○・二二

四 四脚四輪 ○・〇九

3 前項各号に掲げる航空機の主脚の型式のいずれにも該当しない航空機の使用の制限については、規則で定める。

4 知事は、飛行場の滑走路等の状況、使用頻度等を考慮し、飛行場の滑走路等が当該航空機の安全な離着陸等に耐えることができると認めるときでなければ、第一項ただし書の規定による許可をしてはならない。

(停留等の制限)

第六条 利用者は、知事が定める場所以外の場所において、航空機を停留させ、又は航空機の旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをしてはならない。

(給油作業等の制限)

第七条 飛行場においては、次の各号のいずれかに該当する場合には、航空機の給油又は排油の作業を行ってはならない。

- 一 給油装置又は排油装置が不完全な状態にあるとき。
- 二 航空機の発動機が運転中又は加熱状態にあるとき。
- 三 旅客が航空機内にいるとき（必要な危険予防措置が講じられている場合を除く。）。
- 四 航空機の無線設備、電気設備その他静電気火花放電を起こすおそれのある物件が使用されているとき。

(入場の制限等)

第八条 知事は、混雑の予防その他飛行場の管理上必要があるときは、飛行場への入場を制限し、若しくは禁止し、又は入場した者の行為を制限することができる。

(立入制限区域)

第九条 飛行場の滑走路等その他知事が立入りを制限する旨を標示する区域（以下「立入制限区域」という。）には、航空機の乗組員若しくは旅客が航空機に乗降するため立ち入る場合又は知事の許可を受けた場合を除き、立ち入ってはならない。

(車両の運行等の制限)

第十条 立入制限区域内において車両を運行の用に供しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 立入制限区域内において車両を運転しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

3 飛行場においては、知事が定める場所以外の場所で、車両を駐車し、修理し、又は清掃してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(禁止行為)

第十一条 飛行場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号から第四号までに掲げる行為については、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 飛行場の施設を損傷し、又は汚損すること。
- 二 知事が定める場所以外の場所において、爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬すること（知事が定める場合を除く。）。
- 三 知事が定める場所以外の場所において、可燃性の液体、ガスその他これらに類する物件を保管し、又は貯蔵すること。
- 四 知事が定める場所以外の場所において火気を使用すること。
- 五 知事が定める場所以外の場所において喫煙すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、飛行場の秩序を乱し、又は飛行場の機能を損なうおそれのある行為をすること。

（会議室の利用の許可等）

第十二条 飛行場のターミナルビルの会議室、ビジネス航空専用施設若しくは業務用施設若しくは駐車場を利用しようとする者、催事室を利用して講演会、展示会等を行おうとする者又はあいち航空ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）の専用利用（これと併せて催事室を利用し、及び第十三条の二第一項の展示物の観覧をし、又はさせることを含む。以下同じ。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 ミュージアムの駐車場は、ミュージアムを利用する者でなければ、利用することができない。（着陸料等）

第十三条 次の第一号から第四号までに掲げる者からは別表第一に定める額の着陸料、時間外離陸料、停留料又はその他滑走路等使用料を、第五号に掲げる者からは別表第二に定める額（特別の設備又は器具を設けて電力、ガス又は水道を使用する場合にあっては、その額に実費を勘案して知事が定める額を加算した額）の会議室使用料、ビジネス航空専用施設使用料、業務用施設使用料、催事室使用料又は駐車場使用料を、第六号に掲げる者からは別表第三に定める額（特別の設備又は器具を設けて電力、ガス又は水道を使用する場合にあっては、その額に実費を勘案して知事が定める額を加算した額）のミュージアム専用利用料を徴収する。

一 航空機の着陸（着陸に相当する行為として知事が定めるものを含む。以下同じ。）のため飛行場の滑走路等を利用する者

二 運用時間外に航空機の離陸（離陸に相当する行為として知事が定めるものを含む。以下同じ。）のため飛行場の滑走路等を利用する者

三 航空機の停留のため六時間以上継続して飛行場のエプロンを利用する者

四 第四条第一項に規定する知事が定める行為のため飛行場の滑走路等を利用する者

五 前条第一項の許可を受けた者（次号に掲げる者を除く。）

六 ミュージアムの専用利用に係る前条第一項の許可を受けた者

2 着陸料、時間外離陸料、停留料、その他滑走路等使用料、会議室使用料、ビジネス航空専用

施設使用料、業務用施設使用料、催事室使用料、駐車場使用料及びミュージアム専用利用料（以下「着陸料等」という。）は、知事が指定する日までに納付しなければならぬ。

3 納付された着陸料等は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

一 第十五条第二項の規定に基づき、知事が前条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。

二 前条第一項の許可を受けた者が、知事の承認を受けて利用を中止したとき。

4 知事は、特別の理由があると認めるときは、着陸料等の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。

5 着陸料等を納期限までに納付しなかった者からは、納付すべき金額（千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。）に、当該期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金に百円未満の端数があるとき、又は延滞金が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

6 第四項の規定は、前項の延滞金について準用する。

（観覧料）

第十三条の二 ミュージアムにおいてミュージアムが主催して展示する航空機に関する展示物を観覧しようとする者は、別表第四に定める額の観覧料を納付しなければならない。ただし、次に掲げる者は、この限りでない。

一 小学校就学前の者

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

四 厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている知的障害者

五 次に掲げる者に付き添って観覧しようとする者。ただし、次に掲げる者一人につき二人以上の者が付き添うときは、そのうち一人に限る。

イ 第二号に掲げる者のうち身体障害者手帳に第一種身体障害者と記載されているもの

ロ 第三号に掲げる者のうち精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されているものの

ハ 前号に掲げる者のうち療育手帳に第一種知的障害者と記載されているもの

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、観覧料を展示物の観覧後の知事が指定する日までに納付させることができる。

3 納付された観覧料は、特別の理由がある場合を除き、還付しない。

4 知事は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。
(利用料金)

第十三条の三 知事は、第十八条の規定により知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に、第十二条第一項の催事室若しくはミュージアムの駐車場の利用又はミュージアムの専用利用及び前条第一項の展示物の観覧に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合においては、次に掲げる者は、当該利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合においては、第十三条第一項又は前条第一項の規定は、適用しない。

一 第十二条第一項の許可を受けた者（催事室若しくはミュージアムの駐車場の利用又はミュージアムの専用利用の許可を受けた者に限る。）

二 前条第一項の展示物の観覧をする者（同項各号に掲げる者を除く。）

3 利用料金の額は、別表第二に定める催事室使用料及び駐車場使用料（ミュージアムの駐車場に係るものに限る。以下この項において同じ。）の額に相当する額、別表第三に定めるミュージアム専用利用料の額に相当する額又は別表第四に定める観覧料の額に相当する額に〇・七を乗じて得た額から当該催事室使用料及び駐車場使用料の額に相当する額、当該ミュージアム専用利用料の額に相当する額又は当該観覧料の額に相当する額に一・三を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定める額とする。ただし、第十二条第一項の催事室の利用又はミュージアムの専用利用に係る利用料金については、特別の設備又は器具を設けて電力、ガス又は水道を使用する場合にあつては、その額に実費を勘案して指定管理者が定める額を加算した額とする。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

5 知事は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公告しなければならない。

6 第十三条第三項及び第四項の規定は第十二条第一項の催事室若しくはミュージアムの駐車場の利用又はミュージアムの専用利用に係る利用料金について、前条第二項から第四項までの規定は同条第一項の展示物の観覧に係る利用料金について準用する。この場合において、第十三条第三項中「場合」とあるのは「場合（ミュージアムの専用利用に係るものにあつては、第一号に掲げる場合に限る。）」と、「還付しない」とあるのは「還付しない。ただし、ミュージアムの専用利用に係る前条第一項の許可を受けた者が指定管理者の承認を受けて利用を中止した場合にあつては、指定管理者は、規則で定めるところにより、納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる」と、同項第二号、同条第四項並びに前条第二項及び第四項中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(許可の条件)

第十四条 知事は、飛行場の管理上必要があると認めるときは、この条例の規定による許可に条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第十五条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、当該行為を制止し、又は飛行場からの退去その他必要な措置を命ずることができる。

一 この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは指示に従わなかつた者

二 前条の規定により許可に付けられた条件に違反した者

三 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

四 前三号に掲げるもののほか、飛行場の管理上支障がある行為をした者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は利用の中止その他必要な措置を命ずることができる。

一 飛行場に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

二 飛行場の管理に著しい支障が生じるおそれがあるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、公共の福祉のためやむを得ない必要が生じたとき。

(指示及び調査)

第十六条 知事は、飛行場の管理上必要があると認めるときは、第十二条第一項の規定により飛行場のターミナルビルの会議室、ビジネス航空専用施設若しくは業務用施設若しくは催事室の利用又はミュージアムの専用利用の許可を受けた者に対し、その利用について指示をし、又は利用中の施設に職員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

(損害賠償)

第十七条 故意又は過失によつて飛行場の施設を損傷し、又は滅失した者は、それによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第十八条 知事は、法人その他の団体であつて知事が指定するものに、飛行場の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

一 この条例の規定(次条第一項及び第二十一条第一項後段の規定を除く。)により知事に提出される申請書及び届出書を受け付け、並びに許可書を交付し、又は許可に係る通知を伝達すること(第四条第一項の規定による届出及び第五条第一項ただし書の規定による許可の申請に関するものにあつては、自衛隊に係るものを除く。)

二 第四条第二項の規定により飛行場の管理上必要な指示をすること（航空機の停留に関するものに限るものとし、自衛隊に対するものを除く。）。

三 第八条の規定により入場を制限し、若しくは禁止し、又は入場した者の行為（立入制限区域内におけるものを除く。）を制限すること。

四 第十二条第一項の規定により飛行場のターミナルビルの会議室、ビジネス航空専用施設若しくは業務用施設、催事室若しくは駐車場の利用又はミュージアムの専用利用を許可すること。

五 第十三条第三項第二号の規定により催事室若しくはミュージアムの駐車場の利用又はミュージアムの専用利用の許可に係る利用の中止を承認すること。

六 第十四条の規定により第十二条第一項の規定による許可に条件を付けること。

七 第十五条第一項の規定により第十二条第一項の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

八 第十六条の規定により利用について指示をし、又は利用中の施設に職員を立ち入らせ、利用の状況を調査させること。

九 飛行場の施設の点検、清掃、補修その他の維持管理を行うこと。

十 ミュージアムを運営すること。

（指定管理者の指定の手続）

第十九条 前条の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前条の規定による指定をするときは、前項の規定により申請した者のうちから、次に掲げる基準により最も適切に同条各号に掲げる業務（以下「指定管理者業務」という。）を行うことができるものと認める者を指定するものとする。

一 指定管理者業務の実施に関する計画がその適確な実施のために適切であること。

二 前号の計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者業務を公正かつ適確に行うことができること。

3 知事は、前条の規定による指定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（指定管理者が行う管理の基準）

第二十条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者業務を行わなければならない。

一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）その他の関係法令並びにこの条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。

二 飛行場の施設を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

三 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が定める基準

(自衛隊の利用に関する特例等)

第二十一条 自衛隊の航空機による飛行場の運用時間外の離着陸のための飛行場の滑走路等の利用については、第三条第一項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、自衛隊は、当該利用をしようとするときは、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

2 知事は、自衛隊による飛行場の使用に関し必要な事項について、防衛大臣と協議するものとする。

(規則への委任)

第二十二条 この条例に定めるもののほか、飛行場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第二十三条 詐欺その他不正の行為により、第十三条第一項の規定による着陸料等又は第十三条の二第一項の規定による観覧料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

2 第十五条の規定による知事の命令に違反した者に対しては、五万円以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第十八条、第十九条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

(着陸料等に関する特例)

2 他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う航空機の着陸のため飛行場の滑走路等を利用する者の当該利用に係る着陸料の額は、当分の間、別表第一に定める着陸料の額に十分の七を乗じて得た額に相当する額とする。

3 航空法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を営む者であつて、当該事業の本拠となる事務所の用に供するため、第十二条第一項の規定により飛行場のターミナルビルの業務用施設の利用の許可を受けた者(以下「拠点国内定期航空運送事業者」という。)が旅客の運送の事業のため使用するコミューター航空機(客席数が百以下のものに限る。以下同じ。)の着陸のため飛行場の滑走路等を利用する場合における当該利用に係る着陸料の額は、この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間の着陸に係るものに限り、別表第一に定める着陸料の額に三分の一を乗じて得た額に相当する額とする。

4 拠点国内定期航空運送事業者が旅客の運送の事業のため使用するコミューター航空機の着陸のため飛行場の滑走路等を利用する場合における当該利用に係る着陸料の額を算定する場合における別表第一の規定の適用については、当分の間、同表の一中「一回」とあるのは、「一回(一の航空機が一の訓練飛行のため二回以上の着陸をする場合にあつては、訓練飛行一回)」

とする。

5 拠点国内定期航空運送事業者が第十二条第一項の規定により飛行場のターミナルビルの業務用施設の利用（当該事業の本拠となる事務所の用に供するためのものに限る。）の許可を受けた場合における当該利用に係る業務用施設使用料の額は、平成二十二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間の利用に限り、一平方メートル一月につき千七百円（特別の設備又は器具を設けて電力、ガス又は水道を使用する場合にあつては、その額に実費を勘案して知事が定める額を加算した額）とする。

6 コミュニター航空機の旅客が第十二条第一項の規定により飛行場の駐車場（ミュージアムの駐車場を除く。）の利用（平成二十七年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）の許可を受けた場合における当該旅客に対する第十三条第一項の規定の適用については、同項中「駐車場使用料」とあるのは、「駐車場使用料（飛行場の駐車場の利用の許可を受けた者のうち、一般駐車をする者にあつては、附則別表に定める額の駐車場使用料）」とする。

7 附則第二項及び第三項の場合において、着陸料の額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

		その他の場合							
		利用時間が四十八時間を 超え三百三十六時間 以内のとき			利用時間が二十四時間を 超え四十八時間以内 のとき			利用時間が三百三十六 時間を超え るとき	
	大型自動車	二輪自動車又は 原動機付自転車	普通自動車	大型自動車	二輪自動車又は 原動機付自転車	普通自動車	大型自動車	二輪自動車又は 原動機付自転車	普通自動車
	三百三十六時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、六、〇〇〇円を加算した額	四十八時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、一、二五〇円を加算した額（その額が一、五〇〇円を超えるときは、一、五〇〇円）	四十八時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、二、五〇〇円を加算した額（その額が三、〇〇〇円を超えるときは、三、〇〇〇円）	四十八時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、五、〇〇〇円を加算した額（その額が六、〇〇〇円を超えるときは、六、〇〇〇円）	二十四時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、一、〇〇〇円を加算した額（その額が一、二五〇円を超えるときは、一、二五〇円）	二十四時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、二、五〇〇円を加算した額（その額が二、五〇〇円を超えるときは、二、五〇〇円）	二十四時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、四、〇〇〇円を加算した額（その額が五、〇〇〇円を超えるときは、五、〇〇〇円）	別表第二の規定の例により計算して得た額	三百三十六時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、一、〇〇〇円を加算した額
	計算して得た額に、四、〇〇〇円を加算した額								

	利用時間が三百三十六時間を超えるとき		
	普通自動車	三百三十六時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、三、〇〇〇円を加算した額	
二輪自動車又は原動機付自転車		三百三十六時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、一、五〇〇円を加算した額	

備考 この表において、「通常期」とは別表第二備考第一号ハに規定する通常期を、「大型自動車」とは同号ホに規定する大型自動車を、「普通自動車」とは同号ヘに規定する普通自動車を、「二輪自動車」とは同号トに規定する二輪自動車を、「原動機付自転車」とは同号チに規定する原動機付自転車をいう。

附 則（平成十六年十二月二十一日条例第七十三号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十三日条例第二十号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十五日条例第十二号）
1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定（「六十」を「百」に、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

2 改正前の愛知県名古屋飛行場条例附則第七項に規定する場合における愛知県名古屋飛行場の駐車場の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十年十月十四日条例第四十四号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年三月二十六日条例第十号）
1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 平成二十二年四月一日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の愛知県名古屋飛行場のターミナルビルの業務用施設の利用（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業の本拠となる事務所用に供するためのものに限る。）の許可を受けた者からは、改正前の愛知県名古屋飛行場条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後の愛知県名古屋飛行場条例附則第五項に定める額の業務用施設使用料を徴収することができる。

附 則（平成二十三年三月二十二日条例第十七号）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十八日条例第七号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二十二条中愛知県港湾管理条例別表第二から別表第五までの改正規定及び第二十四条の規定は同年五月一日から、附則第三項及び第五項の規定は公布の日から施行する。

（愛知県奥三河総合センター条例等の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の公布の日前に平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、この条例（第三条から第八条まで、第十条から第十七条まで及び第三十条の規定に限る。次項において同じ。）による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、この条例による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成二十六年三月二十八日条例第十九号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十月十四日条例第六十号）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 平成二十七年四月一日（以下「施行日」という。）前に愛知県名古屋飛行場の駐車場の利用の許可を受けた者（一般駐車をする者に限る。）が施行日以後に駐車場から自動車を出場させる場合における当該利用に係る駐車場使用料の額については、改正後の愛知県名古屋飛行場条例附則別表及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に施行日以後の愛知県名古屋飛行場の駐車場の利用の許可を受けた者（定期駐車をする者に限る。）からは、改正前の愛知県名古屋飛行場条例別表第二の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後の愛知県名古屋飛行場条例別表第二に定める額の駐車場使用料を徴収することができる。

附 則（平成二十八年七月八日条例第四十一号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の改正規定（ビジネス航空専用施設に係る部分に限る。）、第十三条第一項及び第二項の改正規定（ビジネス航空専用施設使用料に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条第四号及び第七号の改正規定（ビジネス航空専用施設に係る部分に限る。）、附則別表備考以外の部分及び別表第二会議室使用料の項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、同表駐車場使用料の項の改正規定（あいち航空ミュージア

ムの駐車場に係る部分を除く。)並びに同表備考第六号イ及びロの改正規定は、平成二十八年七月十五日から施行する。

2 改正後の愛知県名古屋飛行場条例の規定(あいち航空ミュージアム及びあいち航空ミュージアムの駐車場に係る部分に限る。)は、規則で定める日以後のあいち航空ミュージアムの管理及び利用、展示物の観覧並びにあいち航空ミュージアムの駐車場の管理及び利用について適用する。

(平成二十八年九月規則第五十八号で、平成二十九年十一月三十日以後のあいち航空ミュージアムの管理及び利用、展示物の観覧並びにあいち航空ミュージアムの駐車場の管理及び利用について適用)

附 則 (平成二十九年三月二十八日条例第九号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第七条第五号を削る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十年三月二十七日条例第十二号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二十二日条例第四号)

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二十二日条例第四号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

(愛知県奥三河総合センター条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 平成三十一年十月一日(以下「施行日」という。)前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者(次項に規定する者を除く。)からは、この条例(第三条、第四条、第六条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十六条、第二十一条、第二十二条及び第二十八条の規定に限る。以下この項において同じ。)による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

3 この条例の公布の前日に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、この条例(第六条から第八条まで、第十条、第十一条、第十三条及び第二十八条の規定に限る。)による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和元年十二月二十四日条例第六十四号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の愛知県名古屋飛行場条例別表第二の規定は、この条例の施行の日以後に催事室の利用の許可に係る申請をする者の当該利用について適用し、同日前に催事室の利用の許可に係る申請をした者の当該利用については、なお従前の例による。

附 則（令和三年三月二十六日条例第二十二号）

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

別表第一（第十三条関係）

一 着陸料

着陸一回につき、ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機（以下「ジェット機」という。）にあつては次の1及び3の額の合計額、その他の航空機にあつては次の2及び3の額の合計額（運用時間外の着陸にあつては、その額に一・〇五を乗じて得た額）（消費税及び地方消費税が課される場合は、その額に一・一を乗じて得た額）

1 航空機の最大離陸重量を次の(1)から(4)までに区分して、それぞれの重量に各料金率を適用して計算して得た額の合計額

(1) 二十五トン以下の重量については、一トン（一トン未満は、一トンとして計算する。以下同じ。）ごとに千五十円

(2) 二十五トンを超え百トン以下の重量については、一トンごとに千四百八十円

(3) 百トンを超え二百トン以下の重量については、一トンごとに千八百円

(4) 二百トンを超える重量については、一トンごとに千九百五十円

2 航空機の最大離陸重量を次の(1)及び(2)に区分して、それぞれの重量に各料金率を適用して計算して得た額の合計額（六トン以下の航空機については、千円）

(1) 六トン以下の重量については、当該重量に対し七百元

(2) 六トンを超える重量については、一トンごとに五百九十円

3 国際民間航空条約（昭和二十八年条約第二十一号）の附属書十六に定めるところにより測定された離陸測定点及び進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあつては、当該航空機について、その製造国の政府機関が公表しているこれに準ずる騒音値その他これに準ずるものと知事が認める騒音値）を相加平均して得た値（一EPNデシベル未満は、一EPNデシベルとして計算する。）から八十三（回転翼航空機にあつては、八十三を下回らない範囲内において知事が定める数値）を減じた値（その値が負数となるときは、零とする。）に三千四百円を乗じて得た額

二 時間外離陸料

離陸一回につき、ジェット機にあつては一の1及び3の額の合計額に、その他の航空機にあつては一の2及び3の額の合計額に〇・〇五を乗じて得た額（消費税及び地方消費税が課される場合は、その額に一・一を乗じて得た額）

三 停留料

停留一回につき、その停留時間二十四時間（二十四時間未満は、二十四時間として計算する。

以下この表において同じ。）ごとに、次の1及び2の航空機の区分に応じ、それぞれの航空機の最大離陸重量を(1)から(3)までに区分して、それぞれの重量に各料金率を適用して計算して得た額の合計額（百六十八時間を超える停留にあつては、その超える停留時間二十四時間ごと

に、次の1及び2の航空機の区分に応じ、それぞれの航空機の最大離陸重量を(1)から(3)までに区分して、それぞれの重量に各料金率を適用して計算して得た額の合計額に一・五を乗じて得た額を加算した額) (消費税及び地方消費税が課される場合は、その額に一・一を乗じて得た額)

1 二十トン以下の航空機

(1) 三トン以下の重量については、当該重量に対し八百十円

(2) 三トンを超え六トン以下の重量については、当該重量に対し八百十円

(3) 六トンを超え二十トン以下の重量については、一トンごとに三十円

2 二十三トンを超える航空機

(1) 二十五トン以下の重量については、一トンごとに九十円

(2) 二十五トンを超え百トン以下の重量については、一トンごとに八十円

(3) 百トンを超える重量については、一トンごとに七十円

四 その他滑走路等使用料

知事が定める行為ごとに、知事が定める額

備考

一 自衛隊の航空機の離着陸等にあつては、この表に定める額に、知事が自衛隊による飛行場の離着陸区域(航空機の離着陸及びこれに必要な工作物の設置の用に供する区域をいう。)の利用の状況、自衛隊により実施される飛行場の管理に資する活動の内容等を勘案して当該

利用についての自衛隊の負担が適正なものとなるよう定める率を乗じて得た額とする。

二 着陸料、時間外離陸料及び停留料の額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第二(第十三条、第十三条の三関係)

駐 車 場 使 用 料						催 事 室 使 用 料		業 務 用 施 設 使 用 料	ビ ジ ネ ス 航 空 専 用 施 設 使 用 料	会 議 室 使 用 料	等 の 区 分	会 議 室 使 用 料 等 の 区 分
駐 車 場 を 除 く。 (駐 車 場 の ジ ミ ユ 場 駐 ア ユ 場)											区	
駐 一 車 般											分	
混 雑 期			通 常 期								分	
二 輪	車 自 普 動 通	車 自 大 動 型	転 付 動 は 車 自 二 車 自 機 原 又 動 輪	車 自 普 動 通	車 自 大 動 型						分	
	駐 車 場 へ の 入 場 一 台 一 回 ご と に 、 一 時 間 経 過 後 の 利 用 時 間 一 時 間 に つ き	駐 車 場 へ の 入 場 一 台 一 回 ご と に 、 一 時 間 経 過 後 の 利 用 時 間 一 時 間 に つ き	駐 車 場 へ の 入 場 一 台 一 回 ご と に 、 一 時 間 経 過 後 の 利 用 時 間 一 時 間 に つ き	駐 車 場 へ の 入 場 一 台 一 回 ご と に 、 一 時 間 経 過 後 の 利 用 時 間 一 時 間 に つ き	駐 車 場 へ の 入 場 一 台 一 回 ご と に 、 当 該 入 場 の 時 か ら 一 時 間 を 経 過 し た 時 か ら 出 場 の 時 ま で に 経 過 し た 利 用 時 間 (以 下 「 二 時 間 経 過 後 の 利 用 時 間 」 と い う 。) 一 時 間 に つ き	時 間 外 一 時 間 に つ き	全 日	一 平 方 メ ー ト ル 一 月 に つ き	一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き	単 位	
	二 〇 〇	四 〇 〇	五 〇	一 〇 〇	二 〇 〇	一 一 、 二 〇 〇	五 〇 、 四 〇 〇	四 、 六 〇 〇	一 一 、 九 〇 〇	七 、 七 〇 〇	額 (単 位 円)	会 議 室 使 用 料 等 の 額 (単 位 円)

		定期 駐車			
		二輪自動車又は 原動機付自 転車	普通自動車	大型自動車	自動車又は 原動機付自 転車
		一台一月につき	一台一月につき	一台一月につき	駐車場への入場一 台一回ごとに、一時 間経過後の利用時 間一時間につき
	ミュージアムの駐車場	駐車場への入場一 台一回ごとに、一時 間経過後の利用時 間一時間につき			
		二〇〇	三、八〇〇	七、六〇〇	一五、二〇〇
					一〇〇

備考

一 この表において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

イ 全日 午前九時から午後六時までをいう。

ロ 時間外 午後六時以後をいう。

ハ 通常期 混雑期以外の期間をいう。

ニ 混雑期 四月二十九日から五月五日まで、八月十三日から同月十五日まで及び十二月二十九日から翌年一月三日までの期間その他駐車場（ミュージアムの駐車場を除く。）の混雑

が予想される期間として知事が定める期間をいう。

ホ 大型自動車 普通自動車及び二輪自動車以外の自動車（道路運送車両法（昭和二十六年

法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。

ヘ 普通自動車 二輪自動車以外の自動車でその高さが二・一メートル以下であり、かつ、

その総重量が二・五トン以下のものをいう。

ト 二輪自動車 自動車で二輪のもの（側車付きのものを含む。）をいう。

チ 原動機付自転車 道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。

二 業務用施設の利用面積に一平方メートル未満の端数があるときは、一平方メートルとして計算するものとする。

三 業務用施設又は定期駐車の利用期間に一月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。この場合において、その計算して得た額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

四 一般駐車の一時間経過後の利用時間を駐車場への入場の時から一時間を経過した時から一時間ごとに区分した各時間又は一時間経過後の利用時間の一時間未満の端数の時間が通常期と混雑期にまたがるときは、当該時間は、その全部が混雑期内にあるものとみなす。

五 一般駐車に係る駐車場使用料の額は、利用時間二十四時間までごとに計算するものとし、その計算して得た額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を超えるときは、当該定める額とする。

イ 当該二十四時間までごとの利用時間の全部が通常期内にある場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 大型自動車 二千円

(2) 普通自動車 千円

(3) 二輪自動車及び原動機付自転車 五百円

ロ その他の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 大型自動車 四千円

(2) 普通自動車 二千円

(3) 二輪自動車及び原動機付自転車 千円

六 一般駐車及びミュージアムの駐車場の一時間経過後の利用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。

七 催事室を利用する者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料の額は、この表に定める額に一・二を乗じて得た額とする。

別表第三（第十三条、第十三条の三関係）

区分	単位	ミュージアム専利用料の額
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他一般観覧日	一般観覧時間の終了後三十分を経過した時から三時間	四〇二、三〇〇円に観覧料相当額を加算した額
定期休日	一般観覧時間の開始時刻に相当する時刻から午後十時までの間のうち三時間	四〇二、三〇〇円に観覧料相当額を加算した額
その他の日	一般観覧時間に相当する時間	五〇二、五〇〇円に観覧料相当額を加算した額

備考

- 一 この表において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - イ 一般観覧日 ミュージアムを第十三条の二第一項の展示物の観覧（ミュージアムの専用に係るものを除く。以下「一般観覧」という。）の用に供する日をいう。
 - ロ 定期休日 ミュージアムを一般観覧の用に供しない日として第二十二条の規則で定める日をいう。ただし、その日が臨時に変更された場合における変更前及び変更後の日並びに臨時に設けられた日を除く。
 - ハ 一般観覧時間 ミュージアムを一般観覧の用に供する時間として第二十二条の規則で定める時間をいう。
 - ニ 観覧料相当額 ミュージアムの専用に係る第十三条の二第一項の展示物の観覧をする者（同項各号に掲げる者を除く。）の別表第四団体（二十人以上）の区分別の欄に掲げる区分ごとの人数に、それぞれ同項観覧料の額の欄に定める額を乗じて得た額の合計額をいう。
 - 三 単位の欄に掲げる時間の終了後引き続き利用する場合のミュージアム専利用料の額は、この表に定める額に、その終了後の利用時間三十分ごとに六七、〇〇〇円を加算した額とする。

